

医療福祉費支給制度（マル福）・境町医療費助成制度（マル境）受給者の方へ 所得基準一覧表

各所得判定対象者の所得額が基準額以上の場合はマル福を受給できません。

受給判定の際に、一律で8万円の定額控除のほか、医療費・障害者・寡婦控除などが認められる場合があります。

（小児・妊産婦等）※所得額は収入額と異なりますのでご注意ください。

扶養人数	所得基準額（千円）		内 容
	基準額	定額控除前	
0 人	6,220	6,300	所得の基準日（誕生日・母子手帳交付月において）
1 人	6,600	6,680	◎1 月から 6 月生まれの子ども（母子手帳交付月）…前々年の所得
2 人	6,980	7,060	◎7 月から 12 月生まれの子ども（母子手帳交付月）…前年の所得
3 人	7,360	7,440	・1 日生まれの子どもは前月生まれとなります。
4 人以上	1 人につき 38 万円加算		・父と母（妊婦と配偶者）の所得を比較し、高いほうの所得で確認します。
			※父と母（妊婦と配偶者）の所得は合算しません

■小児は毎年誕生日に自動更新処理を行い、新しい受給者証を郵送いたします。

（ひとり親家庭）※所得額は収入額と異なりますのでご注意ください。

扶養人数	所得基準額（千円）		内 容
	基準額	定額控除前	
0 人	3,016	3,096	所得の基準日 母子家庭の母子または父子家庭の父子となった日もしくは申請月において ◎1 月から 6 月…前々年の所得 ◎7 月から 12 月…前年の所得
1 人	3,396	3,476	
2 人	3,776	3,856	
3 人	4,156	4,236	
4 人以上	1 人につき 38 万円加算		

■毎年6月に自動更新処理を行い、新しい受給者証を郵送いたします。

（重度心身障害者）※所得額は収入額と異なりますのでご注意ください。

扶養人数	本人		配偶者・扶養者		内 容
	所得基準額（千円）		所得基準額（千円）		
	基準額	定額控除前	基準額	定額控除前	
0 人	5,129	5,209	6,287	6,367	所得の基準日
1 人	5,509	5,589	6,536	6,616	申請月において
2 人	5,889	5,969	6,749	6,829	◎1 月から 6 月…前々年の所得
3人以上	1 人につき 38 万円加算		1 人につき 21 万 3 千円加算		◎7 月から 12 月…前年の所得

■毎年6月に自動更新処理を行い、新しい受給者証を郵送いたします。

問合せ先：境町役場保険年金課 TEL：0280-81-1306